

# 社会保険 いばらき

## 12

あなたも国民年金を増やしませんか

2017December  
NO.473

- 賞与支払届は忘れずに提出ください
- マイナンバー制度の本格運用後の取扱いについて
- 健診機関による生活習慣病予防健診の受診案内を実施します



「鹿島港」(撮影・鹿島町)：日本写真家協会 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

## 日本年金機構からのお知らせ

# あなたも国民年金を増やしませんか？

新たに保険料を納付すると年金を受け取れるようになったり、年金額が増えたりします。

### ◎60歳以上の方も国民年金に加入できます（任意加入制度）

国民年金は20歳から60歳までの加入となっておりますが、希望される方は「60歳から65歳まで」の5年間、国民年金の保険料を納めることで65歳から受け取る老齢基礎年金の額を増やすことができます。

また、平成29年8月1日から、老齢基礎年金を受け取るのに必要な受給資格期間が25年から10年に短縮されたことにより、受給資格期間が10年に満たない方は最長70歳になるまで国民年金に任意加入し、保険料を納めることで資格期間が増え、年金を受け取れるようになります。

ただし、ご利用いただける方は下記の①から④までのすべてに該当する方です。

- ① 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方（年金を受け取れる受給資格期間を満たしていない方は70歳になるまで）
- ② 老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない方
- ③ 20歳から60歳までの保険料納付済期間（厚生年金保険や共済組合期間も含む）が480月（40年）未満の方
- ④ 現在厚生年金保険に加入していない方

### ◎過去5年間に納め忘れた保険料を納めることができます（後納制度）

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある場合も、申し込みにより保険料を納めることができます（平成30年9月まで）。保険料を納めることで年金を受け取れるようになったり、年金額が増えます。

ただし、ご利用いただける方は下記の①または②に該当する方です

- ① 5年以内に保険料を納め忘れた期間がある方（任意加入中の保険料も該当します）
  - ② 5年以内に年金制度に未加入の期間がある方（任意加入の対象となる期間は該当しません）
- ※60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方は申込できません

### ◎専業主婦（主夫）の届出漏れの期間のお届け（特定期間該当届）

例えば、会社員の夫が退職したときや、妻の収入が増えて夫の健康保険の被扶養者から外れたときには、国民年金を3号から1号への切り替えが必要です。

過去に2年以上切り替えが遅れたことがある方は、切り替えが遅れた期間の記録が保険料未納期間となっています。

「特定期間該当届」の手続きをすることで、年金を受け取れない事態を防止できるほか、最大で10年分の保険料を納め、受け取る年金額を増やすことができます。ただし、納付できる期間は平成30年3月までです。

国民年金のお手続きなどに関しては「ねんきん加入者ダイヤル」へ

**0570-003-004**

050で始まる電話でおかけになる場合は Tel 03-6630-2525

## 賞与支払届は忘れずにご提出ください

「賞与」も保険料や年金給付の対象となります。

被保険者に賞与の支払いを行ったときは、「被保険者賞与支払届」と「被保険者賞与支払届総括表」の提出が必要です。

賞与支払届等の用紙は、年金事務所に賞与支払予定月をあらかじめ登録されている事業所へは、支払月の前月に送付されます。

賞与支払予定月が登録されていない事業所には、用紙は送付されませんので、管轄の年金事務所へお申し出いただければ用紙を送付させていただきます。

なお、賞与支払予定月を登録しているが、賞与の支払いがなかったときは、「被保険者賞与支払届総括表」の「不支給:1」に○印をつけたうえで総括表のみを提出されるようお願いいたします。



### 標準賞与額とは

被保険者の賞与の支払額から1,000円未満の端数を切り捨てた額のことです。賞与の保険料額は、標準賞与額にもとづき決められます。

### 標準賞与額の上限

健康保険 → 年間

(保険者単位で毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)で**573万円**です。

厚生年金保険 → 支給1回

(同じ月に2回以上支給されたときは合算)につき**150万円**です。

保険料額は、標準賞与額に、支給された月における健康保険料率・介護保険料率、厚生年金保険料率を乗じて算出し、事業主と被保険者が折半して負担します。

## 「賞与支払届」も、電子申請が利用できます。

インターネットを使って健康保険・厚生年金保険適用関係の手続きができるのをご存知ですか。

年金事務所の窓口に行かなくても、e-Gov:電子政府の総合窓口(<http://www.e-gov.go.jp/>)から、24時間いつでも申請・届出できます。この機会に、オンライン申請の利用をご検討ください。

特に次のような場合は、すでにオンライン申請できる環境が整っている可能性があります。

- CDやDVDを利用して届出している場合 → 作成したデータが利用できます。
- 税金関係の手続きをオンライン申請している場合 → お持ちの電子証明書\*が利用できます。

\*利用可能な電子証明書は日本年金機構ホームページでご確認ください。

年金 電子申請

検索

### オンライン申請利用マニュアル・照会窓口のご紹介

- ◆オンライン申請利用マニュアル一覧(<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>)
- ◆e-Gov電子申請講習会資料(<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html>)
- ◆「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」 0570-058-555
  - ・ナビダイヤル「2」を押してください。
  - ・050から始まる電話でおかけになる場合は「03-6700-1144」にお電話ください。

## 協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

### マイナンバー制度の本格運用後の取扱いについて

～平成29年11月13日から情報連携の本格運用を実施しています～

#### 協会けんぽへ高額療養費等を申請する場合

以下の申請について税情報の照会により非課税証明書の添付書類の省略が可能となる見込みです。ただし、①～④のうち、**70歳以上の方が対象となる低所得者Ⅰの申請をする場合**及び⑥については、平成30年6月まで、引き続き非課税証明書等の添付書類が必要です。

- ① 高額療養費
- ② 高額介護合算療養費
- ③ 食事療養標準負担額の減額申請
- ④ 生活療養標準負担額の減額申請
- ⑤ 基準収入額適用申請
- ⑥ 限度額適用・標準負担額減額認定申請

①～④のうち、診療月(②は基準日)が**平成29年7月以前の申請**については、マイナンバーの情報連携が利用できないため、今後も引き続き、被保険者の非課税証明書等の添付が必要です。

#### 市区町村など(協会けんぽ以外)へ国民健康保険の加入等を申請する場合

##### ■ 退職後、国民健康保険に加入するとき(全加入者)

～市区町村窓口へ提出する添付書類の例～

- 退職証明書 [発行:退職した会社]
- 資格喪失確認通知書 [発行:日本年金機構]
- 離職票 [発行:ハローワーク]

のいずれか。

マイナンバーの情報連携では、資格喪失日等の確認に一定時間を要します。そのため、国民健康保険の加入手続きを行う場合は左記の添付書類の提出をお願いいたします。

##### ■ 市区町村等で要介護認定等の申請手続きをするとき(被扶養者のみ)

被扶養者の方が市区町村で、介護保険の要介護認定等<sup>(※)</sup>の申請手続きを行う場合は、**市区町村等の窓口へ添付書類の提出をお願いいたします**。必要な添付書類・手続きの詳細は、申請先の市区町村等の窓口にお問い合わせください。

(※)生活保護に関する申請手続き、障害児入所医療費の支給に関する申請手続きなど

## 退職者の保険証回収にご協力を！

12月は退職者が多くなります。無資格受診防止のため確実な回収にご協力をお願いいたします。

### ■ 保険証は退職日までしか使用できません

**保険証が使用できるのは退職日まで**です。翌日からは使用できませんので、従業員の方が退職される際には、被扶養者を含め、必ず保険証を回収いただきますよう、お願いいたします。



(例) 12月20日退職 → 翌日 12月21日以降は**使用不可**

### ■ 資格喪失届には保険証を必ず添付してください

事業主さまが資格喪失届を日本年金機構に提出する際、退職等により**資格喪失となる被保険者の方から回収した保険証を添付(同時提出)することが義務付けられています**。(健康保険法施行規則第五十一条)

【お問い合わせ先 業務グループ ☎029-303-1582】

## 健診機関による生活習慣病予防健診の受診案内を実施します

協会けんぽの健診費用補助事業である「生活習慣病予防健診」の良さをもっと知っていただくため、契約健診機関から事業所に健診のご案内を行います。

- 時期  
平成29年11月～平成30年3月
- 対象  
昨年度、生活習慣病予防健診の利用率が低かった事業所
- 手法  
契約健診機関から電話や文書等での健診のご案内

ご案内があった際には  
ご対応のほどよろしく  
お願いいたします。



## ご存知ですか？家族の健診のこと

従業員の家族(被扶養者)の健診までは知らないな…という事業所さまも多いはず！  
今回は、家族の健診に関する疑問にお答えします！

Q 従業員の家族(被扶養者)にも健診があるの？

A はい。下記の**特定健康診査(特定健診)**を実施しています！



対象者	健診の種類	自己負担(平成29年度)
40歳～74歳	基本的な健診 診察等、問診、身体計測、血圧測定、尿検査、 肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査	茨城県内の実施医療機関 1,916円(または500円)
		茨城県内の市町村集団健診 500円
75歳誕生日 の前日まで	詳細な健診 心電図検査、貧血検査、眼底検査を昨年度の結 果をもとに医師の判断により実施します (すべての方に実施するわけではありません)	茨城県内では自己負担なし

協会けんぽから  
受診券が送られます

- 被保険者の住所に被扶養者の「特定健康診査受診券」が送付されます。
- 受診券が送付されない方は申請が必要です。



受診の予約をしましょう

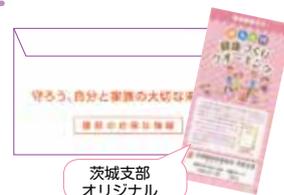
- 受診を希望する特定健診実施機関または市町村に直接、予約してください。(予約が不要の場合もあります)

受診しましょう

- 受診日に被扶養者であることが必要です。
- 当日は「受診券」「保険証」「受診費用(自己負担金)」を忘れずに持参してください。

Q 今年度の特定健診は間に合わないのでは？

A いいえ、まだ間に合います！今年度の受診券は来年の3月まで使用できます。  
また、茨城支部では未受診者に集団健診の追加日程をご案内しています！  
(ご案内にはご家族の健康づくりのため、ウォーキングマップを同封しています)



Q 特定健診を受けたらそれで終わりなの？

A いいえ。健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクに応じ、生活習慣の改善が必要な方に**保健指導を実施**しています。対象のご家族さまには「**特定保健指導利用券**」を送付しますので、実施機関(協会けんぽホームページ掲載)へ事前にご予約ください。  
茨城県内の機関で利用する場合は**無料**です。



【お問い合わせ先 保健グループ ☎029-303-1584】

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽのホームページもご覧ください

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

下館支部便り

## 室内楽の夕べを開催しました



### ・演奏者

ヴァイオリン奏者 鷺見 恵理子  
ピアノ奏者 小川 由希子

### ・プログラム

#### 1部

- ・愛のあいさつ エルガー
- ・愛の喜び クライスラー
- ・愛の悲しみ クライスラー
- ・24のカプリース Op.1より パガニーニ
- ・ツィゴイネルワイゼン サラサーテ

#### 2部

- ・荒城の月 瀧廉太郎
- ・月の光 (ピアノソロ)
- ・序奏とロンドカプリチオーソ Op.28 サン=サーンス
- ・カルメン幻想曲

10月13日(金)古河市のスペースU古河において、下館社会保険委員会と一般財団法人茨城県社会保険協会下館支部との合同による「第34回室内楽の夕べ」が開催され、当日は雨にもかかわらず、数多くの皆さんに来ていただきました。

この催しは、心の健康づくりを目的に筑西市・古河市を交互に会場として開催され、下館社会保険委員会・社会保険協会下館支部の役員事業所の皆様のご協力をいただき、毎年たくさんの事業所の方々より申込をいただいております。

今年は、昨年も演奏していただいて好評だったヴァイオリン奏者の鷺見(すみ)恵理子さん、ピアノ奏者に小川由希子さんをお招きして、アンコールも入れ11曲を演奏していただきました。どの演奏も素晴らしく、秋の夜の素敵なひと時を過ごしました。

**来年は会場を筑西市のダイヤモンドホールに移して開催します。来年も数多くのご来場をお待ちしております。**

## 「年金セミナー・健康管理講座」を開催しました

茨城県社会保険協会では、11月7日にホテルレイクビュー水戸、10日に筑波銀行つくば本部ビル、15日に久慈サンピア日立の各会場において、会員事業所の被保険者さま及びその配偶者さま、社会保険事務担当者さまを対象にした「年金セミナー・健康管理講座」を開催しました。

この「年金セミナー・健康管理講座」は会員事業所に勤務され、退職を間近に控えた55歳以上の被保険者の皆さま及びその配偶者さま、そして社会保険事務担当者さまを対象に、「退職後のライフプラン・健康管理」など必要な情報を提供し、退職後の生活設計に役立てていただくことを目的としています。

年金セミナーは講師として齋藤敬徳先生(特定社会保険労務士)より、「ライフプランの設計について」「これからの年金・雇用保険・健康保険について」「生涯現役を旨として」を中心に講義がありました。また、管理栄養士の塚田洋子先生(水戸会場・日立会場)、糸澤由布子先生(つくば会場)からは「毎日の食事から健康を守ろう」と題して講義がありました。セミナーに参加された皆さまは、講師の説明に熱心にメモを取りながら、人生の節目に役立つ将来のプラン設計について聞き入っておりました。

この「年金セミナー・健康管理講座」は来年2月にも開催する予定となっております。すでに会員事業所さまには11月の初めにご案内のチラシを送付しておりますが、2月7日(水)茨城県県西生涯学習センター(筑西市)、2月9日(金)土浦市勤労者総合福祉センター「ワークヒル土浦」、2月14日(水)ホテルレイクビュー水戸において、それぞれ開催しますので、ぜひご参加ください。



齋藤敬徳先生



糸澤由布子先生



塚田洋子先生

### お詫びと訂正

先月発行しました「社会保険いばらき」11月号で、最後の頁の年金の事前予約の記事の中で、予約ができるのが「ご相談を希望される日の2か月前から」と記載してありますが、正しくは「ご相談を希望される日の1か月前から」となります。お詫びをし訂正いたします。